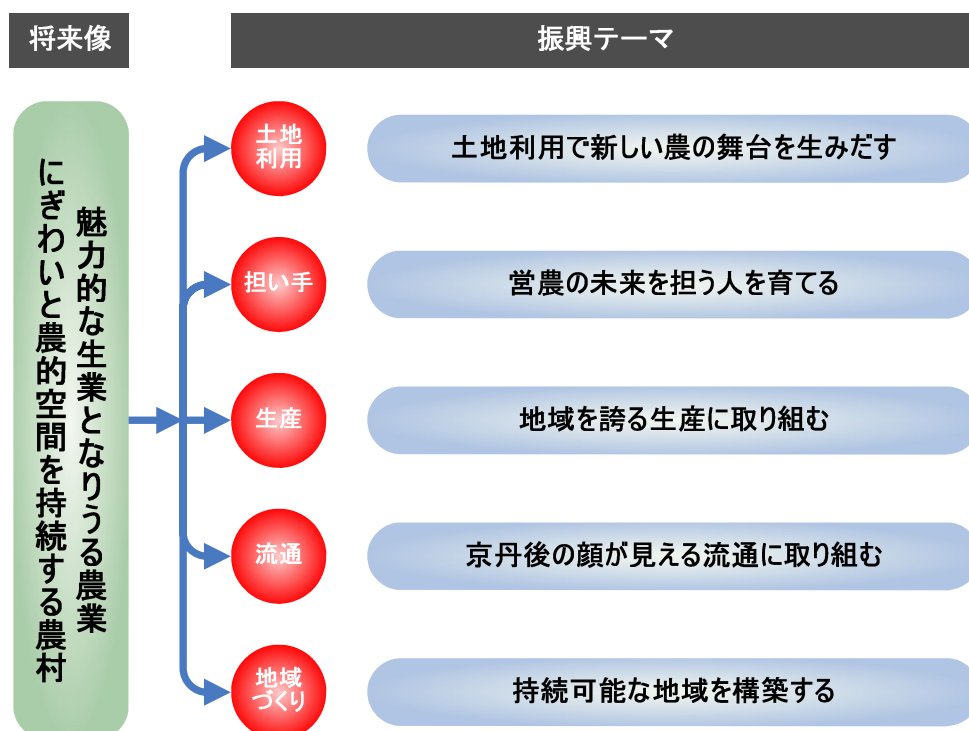


## 2. 振興テーマごとの取り組み方針と目標

ここでは、前章で整理した将来像を実現するための5つのテーマについて、それぞれ、具体化するための取り組み方針と、その成果を示す目標数値を定める。

なお、目標数値については、10年後を目標年次として立案しているが、年度ごとにその達成状況をチェックし、必要に応じて取り組み方針の見直しを行うこととする。



## 2.1 土地利用 テーマ 1 土地利用で新しい農の舞台を生み出す

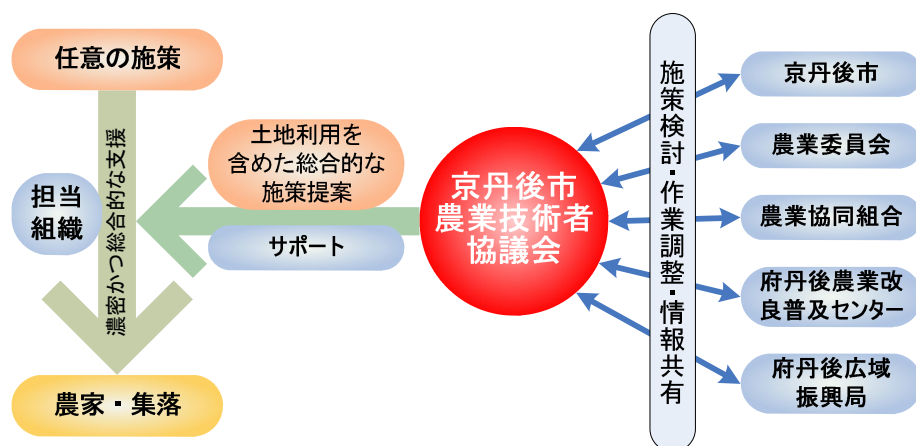
### 2.1.1 取り組み方針

#### 行政と農家の 農地“意識”改革

- 市及び関連機関は、農地が市民のいのち・国土・食料・産業・環境を支える、限りある貴重な資源であり、農地の保全・有効活用が農業・農村振興の根幹にあることを再認識し、農家への普及・啓発に努める。
- 市及び関連機関は、「京丹後市農用地利用に関する基本方針」に示す「土地所有権と利用権の分離」を土地利用の基本理念として強く認識し、農家への普及・啓発に努める。

【京丹後市農用地利用に関する基本方針】平成 16 年 9 月 29 日農林水産部長通知。「京丹後市農業経営基盤強化促進に関する基本構想」に基づき定めた、京丹後市における農用地の利用に関する基本指針で、「土地所有権と利用権の分離」を基本理念とする。

- 効率的な土地利用調整を図るため、市及び関連機関においては「農業技術者協議会」を核として、他の施策と一体的に土地利用との関係を議論・調整し、情報も共有する。



【京丹後市農業技術者協議会】「京丹後市農業経営基盤強化促進に関する基本構想」の実現のために設置した、市農林水産部農村振興課、農村整備課、農村調整課の 3 課に加え、農業委員会、農業協同組合、府丹後農業改良普及センター、府丹後広域振興局などからなる、市の農政に関する協議組織。

- 土地利用調整により、経営や地域の維持・発展をめざしている経営体及び地区に対しては、市及び関連機関の横断的協働により、濃密かつ総合的な支援を行う。

## 地域農場化の全市的推進

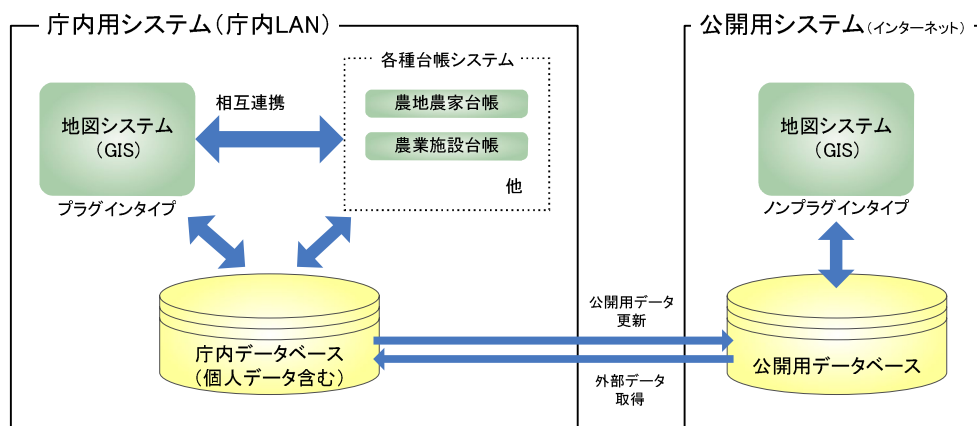
- 市及び関連機関は、集落ぐるみで土地利用を含めた地域の将来を検討する必要性を、広く市民に訴えかけ、地域の土地利用調整組織（農用地利用改善団体）の設立を全市的に促す。
- 地域ぐるみの土地利用調整（地域農場化）に取り組もうとする集落及び地域に対しては、市及び関連機関が、計画（農用地利用集積計画）づくりを通じて、積極的に支援する。
- ほ場整備、再ほ場整備に取り組む地域においては、これを契機に、農用地利用集積計画をもって地域農場化を推進する。
- 市内で先行している地域農場化の取り組み事例を、モデルケースとして取りまとめ、他地区での啓発活動、検討に利用する。

## 農地の集積・再配分組織の設立

- 市及び関連機関は、農地の利用と所有の分離、地域農場化、担い手への集積農地の配分を実現するために、京都府農業開発公社との連携のもと、農地の出し手と受け手の間で、中間保有し再配分する農地保有合理化事業を推進する。
- さらに、市は農地保有合理化法人をめざし、地域に密着した土地利用調整機能を果たすため、「(仮)きょうたんご農業公社」を設立する。

## 地図情報システムによる土地利用施策支援

- 平成 20 年に稼働開始予定の「農業総合地図情報システム (Alggis)」の活用により、農地の所有・利用、耕作放棄地、農用地利用集積計画範囲などをデータベース化・視覚化し、土地利用の現状把握と利用調整を正確かつ迅速に行う。



- 「農業総合地図情報システム（Alggis）」の活用により、作物作付情報をデータに付与し、農地利用の分散状況等と合わせて図化することなどによって、農地集積の緊急性・重要性を視覚的に把握し、地域農場化に向けた話し合いのきっかけづくりを進める。

## 2.1.2 成果指標となる目標

### 【基本指標】

| 項 目         | 現状(H19)             | 目標(H29)     |
|-------------|---------------------|-------------|
| 農用地利用集積計画面積 | 515ha <sup>※1</sup> | 2,000ha     |
| 農業公社の設立     | —                   | H21 年度までに設立 |

※1 H19 市調べ

### 【サブ指標】 基本指標に合わせて補足的に確認する

| 項 目        | 現状(H19)             | 目標(H29)             |
|------------|---------------------|---------------------|
| 認定農業者への集積率 | 25.2% <sup>※1</sup> | 36.6% <sup>※3</sup> |
| 集落営農への集積率  | 1.9% <sup>※2</sup>  | 13.2% <sup>※4</sup> |

※1 認定農業者の経営面積／経営耕地面積（907ha[H19 市調べ]／3,593ha[H17 センサス]）

※2 集落営農の経営面積／経営耕地面積（70ha[H19 市調べ]／3,593ha[H17 センサス]）

※3 認定農業者の経営面積／経営耕地面積（1,245ha[≒水田 15ha×55 戸＋畑 4ha×105 戸]／3,400ha[≒H17 経営耕地 3,593ha×95%]）

※4 集落営農の経営面積／経営耕地面積（450ha[15ha×30 集落]／3,400ha[≒H17 経営耕地 3,593ha×95%]）



「収穫」 峰山町内記／撮影：北垣正則

## 2.2 担い手育成 テーマ2 営農の未来を担う人を育てる

---

### 2.2.1 取り組み方針

#### 個別担い手育成（個人・企業）

- 認定農業者に関しては、その育成が地域に仕事を生みだし産業振興と地域の持続に結びつく最重要課題と位置づけ、農用地利用集積や技術指導などによる支援を積極的に行う。
- これから規模拡大等により認定農業者をめざそうという者に対しては、土地利用調整による支援、生産・経営・管理・技術等の研修事業による支援などを行う。
- 農家子弟の帰農や他地域からの新規就農者に対しては、「京丹後市新規就農対策」に基づき、研修事業の実施、土地利用の斡旋、空き家情報の提供、アグリビジネスの支援などを進める。

【京丹後市新規就農対策(実施要領より)】就農希望者(法人を含む)の受け入れに際して、事前相談から就農に至るまでの助言・援助を行う新規就農者受入委員会(京丹後市農業技術者会議内作業部会)を設置する。新規就農者への支援・援助として、1)農地、住居等の確保、2)就農支援等事業の適用、3)適正な制度資金融資、4)その他、必要な事項を実施する。

- 他産業から本市の農業に参入する企業に対しては、担い手と位置づけ参入を支援しつつ、耕作放棄地解消や雇用創出に一定の貢献を期待する。
- 個別担い手及び集落型担い手の育成に関しては、農業技術者協議会を通じて、関連機関（府、市、JA、農業委員会、農業経営改善支援センター等）が連携・調整し、実施する。

#### 集落型担い手育成（集落営農）

- 本市では、小規模な経営を行う農家が大部分を占めているため、個別担い手が不足する地域では、地域農業を継続させるため、地縁的にまとまりがある集落などを単位に、「京丹後市集落営農確立支援事業」に基づき、共同で営農を行う集落営農組織を育成する。

【京丹後市集落営農確立支援事業(実施要領より)】一つ以上の集落を活動地域とし、定款又はそれに準じる規約を有し、活動地域に所在する農業者の過半が加入又は加入することを目標に掲げ、5年以上の経営または運営計画を有するものを対象とする。対象組織に対しては、総合的な支援、予算の範囲内での総合的な助成を行う。

- 集落営農組織の設立・育成のために、集落営農に関する研修会、地域の合意形成、リーダー・オペレーターの確保・育成、地域全体の営農計画の作成などを支援する。
- 集落営農組織の活動と人材の持続性を確保するために、農業生産法人への移行を支援する。集落営農の法人化を通じて、次世代の後継者の確保・育成と、水稻単一の農地保全的な経営から複合的で力強い経営への移行を促す。
- 中山間地域の小規模な集落においては、複数集落をまたがった集落営農組織の育成・支援も視野に入れる。

## 2.2.2 成果指標となる目標

### 【基本指標】

| 項 目                 | 現状(H19)                 | 目標(H29)   |
|---------------------|-------------------------|-----------|
| 認定農業者の経営改善計画の粗収益の合計 | 2,302 百万円※ <sup>1</sup> | 3,000 百万円 |

※<sup>1</sup> 各認定農業者の認定計画書の現状値の合計

### 【サブ指標】 基本指標に合わせて補足的に確認する

| 項 目     | 現状(H19)               | 目標(H29)               |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 認定農業者数  | 148 経営体※ <sup>1</sup> | 160 経営体※ <sup>2</sup> |
| 集落営農組織数 | 17 経営体※ <sup>3</sup>  | 30 経営体                |

※<sup>1</sup> 認定農業者数：農業経営基盤強化促進法による農業者数（H19 市調べ）

※<sup>2</sup> これまでの傾向から、今後、高齢化等による 30 程度の経営体の減少を見込み、これに対して、新たに 40 経営体以上の育成を図る。

※<sup>3</sup> 市で登録された集落営農経営体数（H19 市調べ）



「先生の手解き」 峰山町安／撮影：北垣正則



## 2.3 農業生産 テーマ3 地域を誇る生産に取り組む

---

### 2.3.1 取り組み方針

#### 安定した米づくり（効率的な水田経営）

- 米価の下落傾向と耕作放棄地の増加が続く現状に対応するためには、土地利用の集積～地域農場化～による、生産性の向上（作業効率向上・機械等経費削減）が不可欠である。このため、集落営農組織、認定農業者等の経営面積の拡大と面的集積を積極的に支援する。
- 経営面積の拡大による効率的な営農のために、大区画化、維持管理の容易なかんがい排水施設、農道、暗渠排水の整備など、農業生産基盤整備による生産環境の改善を推進する。

#### 売れる米づくり（高品質化）

- コシヒカリの品質向上対策（特Aランクの定着など）、地域ぐるみで統一された特色ある栽培方法（環境に配慮した栽培など）の導入、市場の動向に即応した品種導入などを、それぞれの販売戦略と一体的に推進する。
- 安全・安心という付加価値をつけ、消費者の支持と信頼を得るために、生産現場での農薬の適正使用、生産者の GAP（農業生産工程管理手法）の導入を促す。

#### 水田での基幹的な作物づくり

- 市の顔となる5種類程度（黒大豆、ミズナなど）の、水稻以外の基幹的な作物を重点作物として指定し、これの振興に対して集中的な支援を行い、水稻単作のリスク軽減、農地の有効活用、農業経営の安定化を図る。

#### 特色ある産品づくり

- 本市の変化に富んだ営農環境を踏まえ、適地適作により地域や集落ごとに特色ある高品質な作物・品種の導入・普及を図る。これらの特色ある生産への部会組織等による地域ぐるみの取り組みを「ほまれみ（誉れ味）チャレンジ」として、農業振興のみならず地域に元気を生み出す活動として、重点的・積極的に支援する。

- 「ほまれみ（誉れ味）チャレンジ」として、新たな作物・品種を選定するにあたっては、山菜や木の実類、地域で昔から自家採種や生産が続けられている伝統野菜などの掘り起こしを進め、地域に適した特徴ある作物を導入する。
- 本市の特色ある産品の一つとして、ユリや小ギクなどの花きの振興を図る。消費者ニーズの変化に対応した、計画的な生産・出荷、栽培技術の向上を支援し、花き農業の体質強化を図る。

#### こだわりの京野菜づくり

- 京野菜は、全国的に評価が高く需要増も見込めるものの、近年では他府県産京野菜が増加している。このため、京野菜の振興にあたっては、府が進める「ブランド京野菜等倍増戦略」と歩調を合わせ、より安心・安全で、京都独自の種子や栽培方法にこだわった、高品質の生産を拡大する。

【ブランド京野菜等倍増戦略】他県産京野菜等が増加する中、ブランド京野菜等の販売額倍増を目標に、平成14年12月、「ブランド京野菜等倍増戦略」を策定し、(1)他府県産京野菜との違いの明確化(2)ブランド京野菜に対する信頼感向上(3)ブランドイメージの浸透と「京マーク」の知名度向上を重点として、計画的に施策を推進している。

#### 畑での基幹的な作物づくり

- 国営開発農地では、基盤条件に優れ大規模化が可能な利点を活かし、加工契約野菜（ダイコン、カブ等）、葉タバコなどに加え、茶の生産振興を図る。
- 砂丘農業地帯では、メロン・カンショなど、特殊な土壌条件を有効に利用した、特色ある高品質な作物の生産を振興する。
- 樹園地帯では、ナシ・モモ・ブドウ など、京都府内でも高いシェアを誇る果樹の産地化を引き続き推進し、ブランド化を図っていく。

#### 環境に配慮した作物づくり

- 農薬使用などの栽培履歴の記帳・保管、トレーサビリティシステムの運用など、消費者の信頼を得る安全な生産と履歴等の管理を拡大するとともに、安全・安心に配慮した産品づくりを促進する。
- 環境保全型農業に取り組む生産者の増加を図るため、環境に優しい農業技術の普及、有機 JAS の認証、エコファーマーの育成を推進する。



- 地域資源であるカニ殻等の利用や、耕畜連携による堆肥の施用など、資源循環型の農業生産を拡大する。
- また、本市の食材を利用した健全な食生活を実践することができる人を育み、農業に対する市民の理解や親しみを深めるため、伝統的な食文化や食に対する心構えを伝える「食育」を進める。

## 2.3.2 成果指標となる目標

### 【基本指標】

| 項 目   | 現状(H18)   | 目標(H29)       |
|-------|-----------|---------------|
| 農業産出額 | 730 千万円※1 | 750～850 千万円※2 |

※1 京都農林水産統計年報による、平成 18 年数値。

※2 目標数値の幅は、特 A ランクの定着など、競争力ある米の産地化の程度の幅を想定。

### 【サブ指標】 基本指標に合わせて補足的に確認する

| 項 目              | 現状      | 目標(H29) |
|------------------|---------|---------|
| ほまれみチャレンジ取り組み団体数 | —※1     | 10 団体   |
| 年間売上 1 億円以上の農産物数 | 11 種 ※2 | 15 種    |

※1 平成 19 年度現在

※2 販売額一億円の農産物：水稻、大豆、ダイコン、カブ、カンショ、トマト、メロン、京菜（水菜・壬生菜）、ナシ、モモ、ブドウ

市調べ（販売金額は出荷量に販売単価を乗じて算出。出荷数量は H16 京都農林水産統計年報。米・大豆・小豆は H17JA 平均販売単価。その他の販売単価は H16 京都農林水産統計年報の京都市中央卸売市場単価）



「収穫の頃」 丹後町袖志／撮影：家城安久己

## 2.4 流通 テーマ 4 京丹後の顔が見える流通に取り組む

### 2.4.1 取り組み方針

#### 市民の顔が見える流通-地産地消-

- 本市の生産物は、市外を経由した流通（ＪＡの広域再編による広域的集荷、市外市場等）などにより、その生産量に占める市内での販売割合は必ずしも高くない状況にある。京丹後産の農産物を市民に安定して効率的に供給できる流通ルートの確保や、直売所の活用促進などにより、地産地消を推進する。
- 地場流通の仕組みづくりを行い、これまでの生産者と実需者（観光業、学校給食等）の個人的な契約による、規格・数量等の不安定さ、価格設定の難しさ、非効率的な運搬などの課題の解決を図る。

#### 生産者の顔が見える流通

- 生産者の努力による付加価値を、適正に価格に反映させるため、生産・品質認証制度等を整備し、高品質な生産物をより購買力があり要求度の高い消費者に届けることのできる仕組みを整える。
- 生産者と消費者を結ぶ情報交換を強化し、生産情報を消費者へ提示し本市の食の安心・安全を確保するとともに、消費者のニーズを生産現場に伝え、より戦略的な生産に結びつける。生産者と消費者を結ぶ情報の整備にあたっては、流通業者・販売業者を通じたコミュニケーションの強化に加えて、生産者がインターネットや観光農園などにより消費者と直接コミュニケーションをとる取り組みを支援する。
- 農産物の生産だけでなく、加工、流通までを、生産者や生産組織が連続して実施する「６次産業化」\*により、今まで第２次・第３次産業の事業者が得ていた付加価値を地域で得ながら、地域の顔が見える生産を加工にまで拡げる。

\*第一次産業の１と第二次産業の２、第三次産業の３を足し算する（または掛け算する）と「６」になることをもじった造語で、農業の経営形態の新しい形として提唱されている形態。

- 農産物直売所は、市場流通にのらない小ロット・余剰農産物なども持ち込め、小規模な農家や高齢者が現金収入を得ることを可能にするとともに、新しい品種や加工品のテスト販売も容易である。このため、既存の農産物直売所への出荷の促進を図るとともに、イベント等を通じた地域づくりの舞台として利用するなど、多面的な

活用を推進する。

- アンテナショップは、本市の特産品や新しい産品を消費者に紹介し、その反響を把握することができる。また、産品以外の、本市の地域の魅力を発信する場としても有効であり、今後も積極的な利用を図る。

#### 京丹後の顔を作る流通戦略

- 市民の顔が見える流通、生産者の顔が見える流通の実現に加えて、京丹後の顔（ブランド）を作る、生産振興と密接に連携した流通の展開が急務である。これらの具体化のため、「(仮)新農産物流通機構設立準備会」を設置し、平成 19 年度策定される「新農産物流通機構基本構想」の成果を踏まえつつ、調整力・実践力・企画力を兼ね備えた組織等のあり方を早急に検討する。
- 市全体で、京丹後産のマーケティング（調査、企画）、プロモーション（販売促進）を検討し調整する「(仮)流通戦略会議」を設置する。流通戦略会議は、市の農林水産・商工観光等の関係セクション、農協、民間企業などで構成する。

#### 2.4.2 成果指標となる目標

| 項 目                 | 現状<br>(H19) | 目標         |
|---------------------|-------------|------------|
| (仮)新農産物流通機構設立準備会の設置 | —           | H20 年度内に設置 |
| 新農産物流通機構設立の具体的プラン策定 | —           | H21 年度内に策定 |
| 上記プランの実行            | —           | H22 年度より実行 |

なお、上記の目標はビジョンの目標年次（おおむね 10 年）のうち、早期に実現を図るものであり、上記目標の達成後に次のステップの目標を改めて設定することとする。

## 2.5 地域づくり テーマ5 持続可能な地域を構築する

### 2.5.1 取り組み方針

#### 地域ぐるみの農地と集落機能の維持

- かつて本市の農村では、共同で行う農作業や農業用水の利用を通じて、各戸が地縁的に結びつき、農地を始め、道路や公共施設、伝統文化、里山などを、地域ぐるみで保全していたが、非農家との混住化や過疎化、生活スタイルの変化に伴い、近年ではコミュニティの弱体化が著しい。このため、農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払制度などの導入を通じて、農地・農業用水等の農村の基礎的な資源の維持保全を図るとともに、土地改良施設等の長寿命化や生態系保全、景観形成等を地域ぐるみで保全する活動を支援する。
- 農地に関しては、農村生活・社会の基盤となる資源であり、地域ぐるみで土地利用調整に取り組むことを広く訴えかけ、地域リーダーの育成、地域ぐるみの土地利用調整への合意形成、地域の将来計画の立案などへの取り組みに対して、助言・サポートを行っていく。
- 集落人口の減少と高齢化が続き活力の低下している、いわゆる限界集落\*的な集落においては、都市農村交流によるマンパワーの補充と地域活性化も有効であり、農村への一時的な滞在者の増加から、最終的には定住者の増加をめざす。定住人口の増加は、農業のみならず京丹後市全体の重要な課題で、市では部課を横断した総合的な議論を展開しており、他分野とも連携した総合的な対策を進める。

\*集落機能が衰え、消滅に向かいつつあり、共同体として生きていくための「限界」を迎えているような集落。大野（高知大学）が、65歳以上の高齢者が自治体総人口の過半数を占める状態を「限界自治体」と名付けた。「限界集落」は、この定義を集落単位に細分化したもの。

#### にぎわいと特徴のある地域づくり

- 人口の減少、高齢化、鳥獣害の増加、耕作放棄地の増加、米価の低迷など、本市の農業集落を取り巻く状況は厳しさを増しているが、このような状況であればこそ、地域住民を元気づけるユニークで個性ある地域活動の展開が望まれる。このため、一つの集落に一つの自慢・誇り・にぎわいを生みだし、我がムラをとっても（がっしゃー）好きになることができるような、「がっしゃー大好き故郷づくり」活動を奨励する。

- 「がっしやー大好き故郷づくり」活動については、特色ある地域づくりに意欲のある集落に対して、農地・水・環境保全向上対策事業に合わせて、積極的な支援を行う。
- 都市農村交流の推進のためには、「人・もの・情報」の交流が必要であり、イベントの開催、農業体験の実施、空き家情報バンクの充実、情報の受発信を促進するとともに、各地域や農業者が実施する、オーナー水田・市民農園・滞在型市民農園（クラインガルデン）等の開設、イベント、農業体験などを支援する。

#### 環境と調和した地域づくり

- 本市では、京丹後市農村環境計画により、自然的、社会的要素を総合的に考慮し、農村地域における市の基本的な姿勢を整理し、環境との調和に配慮した農業農村整備事業の進め方を示している。このため、京丹後市農村環境計画～ひと みず みどりが織りなす里づくり～に基づき、地域の個性に対応しながらも広域的なつながりも視野に入れ、農村地域の環境保全を総合的・効率的に進めるため、適切な環境配慮を行った事業を推進する。
- 人間の生活に身近な里地里山の環境は、人間の適度な生産・生活の活動によって維持されている側面がある。このため、生態系保全、景観保全、美化活動に際しては、非農家も含めた地域ぐるみの取り組みを、農地・水・環境保全向上対策事業などの導入を通じて支援する。
- 本市の市街地周辺には田園が広がっているため、市民が身近に農と自然の恵みに触れることができ、農業・農地を学習と福祉の場として利用可能である。このため、教育機関や医療・福祉機関との連携を進めながら、体験農園・セラピー農園など、学習・福祉の場として農地を利用していく。
- 多くの古墳の存在が示すように、本市には古くから各地に人間が住みつき、史跡や文化財などの歴史的な資源や、農業や漁業に根ざした行事や祭といった文化資源が多く残されている。しかし、ライフスタイルの変化や第一次産業の衰退、高齢化による伝承者の減少などにより、失われたり十分に保全・活用されていないものもある。地域の歴史・文化資源は地域の誇りやアイデンティティーであり、個性ある地域づくりの原動力ともなることから、地域で実施する歴史・文化の点検・再評価・保全活動などを支援する。

## 地域を持続できる基盤づくり

- 中山間地域の農業・農村地域における野生鳥獣の被害対策は、今や死活問題であり喫緊の最重要課題となっている。市は、国・府の全面的支援を受けながら、市民との協働を前提に、捕獲・防除・環境の３つの視点から対策を強化する。

### (1) 捕獲処理対策

集落ぐるみで対応するため、狩猟免許取得者の各集落への配置を推進するほか、捕獲檻、捕獲柵等の取得に対する支援を行うとともに、捕獲獣の処理費用を軽減するため、猪・鹿肉の有効活用を図る。

### (2) 防除対策

防除対策としては、団地ごと、集落ごとの防護フェンスが最も効果的であり、集落話し合い活動を進める中で、国・府の制度も活用しながら効果的な対策を講じる。

### (3) 環境対策

遊休農地・里山への牛などの放牧や、バッファゾーンの設置、奥地における広葉樹の植栽など、環境保全に配慮しつつ人と野生鳥獣との棲み分けを進める。

- 土地利用集積可能な優良農地の確保、施設の維持管理費節減、安定的な農業生産、効率的で高生産性農業の展開を図るため、ほ場整備・農業用水路・農道等の農業生産基盤の整備を進める。
- 快適で住み良い生活環境の確保と都市農村交流の推進等による地域の活性化に寄与するため、農村下水道、農村公園、集落排水路、集落道路等の農村生活環境施設の整備を進める。
- 農村の安心安全な暮らしを確保するため、危険な農業用ため池、老朽化した農業用取水施設（井堰等）、避難道路等の防災施設の整備を進める。
- 地域、集落等の機能強化と活性化のため、地域・集落、NPO、企業等の非農家等も含めた多様な住民との協力協働により、多面的機能を有する農地・農業用施設や農村景観の保全を推進する。

## 2.5.2 成果指標となる目標

| 項 目                    | 現状(H19)     | 目標(H29)   |
|------------------------|-------------|-----------|
| 「がっしやー大好き故郷づくり」取り組み集落数 | 0           | 20        |
| 鳥獣による農作物被害額            | 50,000 千円*1 | 30,000 千円 |
| ほ場整備率*2                | 58%         | 70%       |

\*1 H19 市調べ

\*2 ほ場整備率は、昭和 38 年度以降に整備されたものを対象とする。



「引越し大作戦」久美浜町甲山／撮影：平林治男